第21回審査会における関係地方公共団体の主な発言内容(損害賠償関連)

【避難費用】

- 生活費の増加分を精神的損害から分離して算定
- ・避難先が親戚・縁者であった場合に要した費用の賠償
- 警戒区域の解除後の賠償
- ・毎月、生活費として一定額を支払い
- 緊急時避難準備区域解除後の相当期間の明確化
- 家族が離散したことによる生活費増加分の考慮

【精神的損害】

(金額)

- 本年3月以降の金額の早期提示
- ・避難が長期化することにより苦痛は増大
- ・交通事故を前例とすることは不適切
- 警戒区域と緊急時避難準備区域の間の公平性の確保
- ・滞在者に対する避難者と同等の賠償
- 一時立入を早期にできなかった区域への配慮

(対象期間)

- ・賠償される期間の明確化
- ・帰環後の賠償の継続(早期に帰環した人が損をしないよう配慮)

(その他)

- ・避難中に病気を悪化させ死亡した方の考慮
- ・子供の心の痛手(教育環境の変化によるものを含む。)の考慮
- ・津波によって行方不明となった家族の捜索及び遺体の回収が遅れたこと への考慮
- ・情報がない中で放射能が拡散したところに逃げ、被ばくしたことに伴う 苦痛の考慮

【営業損害】

- ・賠償される期間の明確化
- ・事業再開後も、地域コミュニティ等が事故前の状況に完全に復活するまで 賠償
- ・営業利益の増加によって賠償額が減少すると労働意欲は減退
- のれん代、ブランドが受けた損害の賠償

- ・農作物の作付けの有無によらず賠償
- ・農地を失ったことに対する賠償
- 食品衛生法に基づく暫定基準の見直しに伴う賠償

【就労不能等に伴う損害】

- ・賠償される期間の明確化
- ・働くことで賠償額が減少すると労働意欲は減退(早期に就労した者と就 労していない者との間の金額の不公平感)

【財産価値の喪失又は減少等】

- ・賠償範囲の具体化(土地、家屋、農地、森林、庭木、農具、車、家畜被害等)
- ・避難中に盗難に遭った財物の賠償

【その他】

〈除染〉

- ・除染作業に伴って損壊した財物の賠償
- ・住居、田畑、山林ごとの除染計画に対応した賠償

〈地方公共団体の損害〉

- ・税収減や本件事故により生じた費用(役場機能移転先での費用等)の賠償
- 水道企業団や広域圏組合の事業費の賠償
- ・ブランドが受けた損害の賠償
- 公務等から避難をしたくても避難できない苦痛の賠償

〈その他〉

- 警戒区域の見直しを踏まえた賠償の公平性の確保
- ・事故前に近い状態になるまでの賠償
- 漁業補償の事例の考慮
- ・地域の伝統文化の維持に要する費用の賠償
- 損害賠償請求に関する弁護士等への委託料の賠償
- 中間指針に明確な記述がない損害について東電の対応が不十分